

令和4年度「いじめ防止基本方針」

玉東町立玉東中学校

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方
玉東中学校におけるいじめ防止等の対策は、以下の4点を主な柱として行う。
 - (1) いじめは、いつでも、どの子どもにも起こり得ることとしてとらえ、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく。
 - (2) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って調査、判断する。
 - (3) いじめは、心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを学校教育活動全体を通して生徒に理解させる。
 - (4) いじめ防止等の対策は、玉東町教育委員会や町内各学校、及び各家庭その他の関係機関や関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

- 2 いじめの定義
『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。＜いじめ防止対策推進法第2条1項より＞この『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命や身体または財産に重要な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- 3 いじめ防止等（防止・早期発見・対処）の対策ための組織
本校はいじめの防止等のために『いじめ防止対策委員会』を設置する。
『いじめ防止対策委員会』は次のメンバーで構成される。
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士・社会福祉士（玉名教育事務所に派遣依頼）、PTA会長の8名

- 4 取り組み
 - (1) いじめの防止
いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての職員で取り組む。担任をはじめ、学年担当や教科担当は、生徒の日頃の様子を共有し合い、生徒の個性や生徒同士の間関係について理解を深める。また担任は、一人一人の居場所を確保し、自己有用観を感じられる集団づくりに努めるとともに、「『命を大切にする心』を育む指導プログラム」に沿って、心に響く多様な取組を行う。
 - (2) いじめの早期発見
いじめの早期発見のため全職員は、2ヶ月に1回実施する『生活振り返りアンケート』（「心のアンケート」も含む）と教育相談等を通して、生徒の声を引き出しやすい環境づくりと教師との信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して常に生徒を見守る状況をつくる。
 - (3) いじめへの対処
いじめがあることが認知された場合、被害生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢で、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応を行うことが重要である。なお、家庭や玉東町教育委員会への報告・連絡・相談等、事案に応じて関係機関と連携して対応することが必要である。

- 5 重大事態への対処
以下のような重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、以下の順で対処する。
 - 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 - (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
 - (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - (4) 調査結果を、玉東町教育委員会へ報告する。
 - (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じていく。